

保適証サービス（電子保適）の改修事項について

国土交通省のシステム変更及び保安基準適合標章への押印省略に関する省令改正等に伴い、保適証サービスにおいて以下の改修を行うこととなり、平成31年4月1日より変更となります。

1. 自動車検査証における乗車定員等の3つ目の項目への対応について

これまで、登録車の場合であって、自動車検査証の乗車定員・最大積載量・車両総重量の記載欄の上段に、括弧書きにて人数や重量が記載されているもの（3段書きの車両）については、保適証サービスの対象とならない車両となっていました。国土交通省のシステム変更により、前述の乗車定員等を記載した保適証情報が平成31年4月1日より有効となることから、保適証サービスにおいてもそれぞれ「乗車定3」、「最大積載3」、「車両総重3」という入力欄を新設し、値の入力を可能にするとともに、保安基準適合標章においても当該3段目の項目を印字するよう改修が行われます。

なお、3段目がない自動車検査証の場合は空欄で設定することとなります。

2. 保安基準適合標章における自動車検査員等の押印省略への対応について、適合標章への自動車検査員等の押印省略を可能にする省令等が発出されましたが、保適証サービス PDF を改修し、適合標章の PDF を生成する際に、（電子申請用）文言を追加するとともに、「印」表示が削除されます。